

9/16 時点

<本人確認>

Q 参加条件に本人確認を実施とあるが、本人を確認する書類について具体的に教えてください。また、旅行者が旅行当日、本人確認書類の携帯を忘れてしまうなどして、代表者または同行者の居住地を証明することができない場合の対応はどのようにするのでしょうか。

A 本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

家族の場合は子供の健康保険証と親(法定代理人)の本人確認書類(運転免許証、旅券(パスポート)等)で足りるものとします。書類を持参していない場合などにおいては、後日、メールや FAX、郵送で写しをお送りいただくことでも足りることとしますが、必要な書類が提出されない場合には、GoToトラベル事務局に対しご連絡いただき、対応についてご相談ください。

※10月1日(木)以降に出発する旅行について、本人確認書類はこれまでと同様といたしますが、居住地確認は不要となります。

Q 旅行申し込みの際、参加する全員の居住地を確認するのでしょうか。それとも代表者(申込者)の居住地を確認するのでしょうか。団体旅行の場合はどう取り扱うのでしょうか。法人として旅行を申し込む場合、東京都に居住する者と東京都以外に居住する者が混在する可能性があります。どう取り扱うのでしょうか。

A 1. 旅行会社、オンライン予約サイトにおける対応は、以下の通りとなります。

①通常の個人・グループ旅行

・旅行前に代表者の居住地を確認して頂きます。

・旅行者に対して、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の「代表者及び同行者全員の居住地が確認できる書類」を旅行当日に携帯してもらうよう周知していただきます。旅行者においては、同書類を旅行当日、宿泊施設にてお示しいただく必要があります。

②団体旅行(受注型企画旅行)

・旅行会社が代表者及び同行者全員の居住地を確認します。

具体的には、旅行前に、旅行会社が、全員の居住地が記載された旅行者名簿の確認とあわせて、旅行者全員の居住地が確認できる書類を代表者を通じて確認します。

2. 宿泊施設における対応は以下の通りとなります。

①通常の個人・グループ旅行

・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等により代表者及び同行者全員の居住地を確認して頂きます。書類を持参していない場合などにおいては、後日、メールや FAX、郵送で写しをお送りいただくことでも足りることとしますが、必要な書類が提出されない場合には、GoToトラベル事務局に対しご連絡いただき、対応についてご相談ください。

②団体旅行(受注型企画旅行)

- ・旅行前に旅行会社において全員の居住地等が確認済みなので、居住地確認は不要です。
なお、同行者に東京都在住の方が含まれる場合、その同行者の旅行に係る割引分の事後還付や割引価格での販売は行いません。事後に東京都在住であることが明らかになった場合には、返還請求の対象となります。なお、給付金の不正受給は詐欺罪に該当する可能性があります。

※10月1日(木)以降に出発する旅行について、本人確認書類はこれまでと同様といたしますが、居住地確認は不要となります。